

令和2年度 青少年愛護審議会 議事概要

開催日時：令和2年11月6日（金）10:00～12:00

開催場所：兵庫県庁3号館7階 大会議室

出席委員：16名

出席 速水委員（会長代理）、池田委員、柳田委員、江口委員、奥谷委員、友藤委員、新井委員、坂本委員、佐々木委員、浅野委員、西海委員、西本委員、野々山委員、前川委員、前田委員、森 正枝委員

（事務局）

本日は大変お忙しいところ、青少年愛護審議会にご出席いただき、本当にありがとうございます。

長年にわたり、この審議会で大変お世話になりました小林会長が6月2日に他界されました。改めて感謝を申し上げますとともに、ご冥福をお祈りいたします。

ところで、メディアでも大きく取り上げられましたが、ボーガンを使用した大変痛ましい殺傷事件が6月に宝塚市内で起きてしまいました。知事からも早急に対策をとるように指示があり、まず事件の翌日に青少年愛護条例における有害玩具類にボーガンを緊急指定するという措置を取らせて頂いたところで、この件につきましては、事後報告となり申し訳ありませんが、本日改めて後ほどご報告をさせていただきます。

また県では、従来から青少年のインターネット対策を重点的に取り組んでいるところです。おかげさまで、フィルタリングの利用率が7割まで到達できたほか、小中学校でのルールづくりの取組についても9割を超えるなどの成果となっております。

このような中で、さらなる取組として、家庭でのルールづくりを進めていくための参考となるような「ルールづくりのポイント」というものを取りまとめたと考えているところです。

本日はこの「ルールづくりのポイント」をはじめとして、青少年施策全般につきまして、それぞれ専門の立場からご意見を頂戴し、今後の施策の推進につなげていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

会議に先立ちまして、本年6月2日ご病気で逝去されました小林剛様に対して、この場をお借りしてお悔やみを申し上げます。

小林剛様は青少年愛護審議会の委員として、平成20年7月より約12年間、会長として5年あまり当審議会のために、ご尽力をいただきました。心より感謝を申し上げますとともに、この場を借りてご冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思います。

・黙祷

令和元年度の愛護審議会は、令和2年3月18日に開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、中止致しました。皆様がご一同に集まるのは、平成31年3月18日に開催した全体会以来となります。

つきましては、小林剛様のご逝去に伴いまして、新たに委員となって頂きました新井肇様をはじめ、本日初めての顔合わせとなります。簡単に自己紹介を、委員の皆様をお願いしたいと思います。

・委員自己紹介

本日の青少年愛護審議会の開催にあたりましては、兵庫県青少年愛護審議会規則第6条第4項「会長に事故があるとき、又は会長が欠けた時はあらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する」という規定に基づき、平成30年度第1回青少年愛護審議会にて小林前会長より会長代理に指名されました速水委員に本日の議事進行をお願いしたいと思います。それでは、速水会長代理、よろしく申し上げます。

(会長代理)

議事進行を務めさせていただきます速水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は小林剛氏のご逝去に伴い会長不在のため、私が会長代理として会議を進行させていただきます。

青少年愛護条例には、当審議会は青少年の健全な育成を図り、あわせてこれを阻害する恐れのある行為から青少年を保護することを目的として条例が設置されております。それに伴い、当審議会はあるわけですが、皆様の忌憚のないご意見を頂戴しながら、青少年を健全に育成し、保護する環境をどうつくっていくかについて、ご審議をよろしく願います。

まず、定足数について、事務局よりよろしく申し上げます。

(事務局)

青少年愛護審議会につきましては、19名の方々が委員に囑されております。本日は速水会長代理を含め、16名の委員の方々にご出席を頂いております。

よって審議会規則第7条第2項に定める定足数である過半数に達しておりますので、成立しておりますことをご報告します。

(会長代理)

ありがとうございます。それではこの審議会の円滑な運営について、委員の皆様のご協力をお願いしたいと思います。また、あわせて幹事、オブザーバーの皆様には審議会の活動について、それぞれの専門的立場から助言、情報提供など委員をご支援頂きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは議事に移りたいと思っております。まず議事(1)有害興行の指定について報告を事務局からよろしく申し上げます。

○ 議事(1)「有害興行の指定」について事務局から報告

(会長代理)

ありがとうございます。ただいまの報告について、ご質問ご意見等ございましたら、発言をお願いします。

(委員)

このような映画を制作される側は、「誰に向けての映画です」「誰に見せる為のものです」といったように、ある程度決めているものではないのですか。

一般に映画として上映される前に、制作段階で1本ずつ見て指定していかないといけないのですか。

制作側が子どもとか中学生以下には見せるものではなく大人向けのものではないということはないのですか。ただ映画として制作するから、こちらが青少年には見せてはいけませんと指定しないといけないのですか。

(事務局)

制作側からも成人向け映画と想定して作られておりますが、その中でもたくさん映画が制作されています。そこで、映画倫理機構というものがあり、18歳未満には観ることが適当ではないという判断をしておりますので、本県の方では、それに基づいて、改めて県としても有害興行として指定しております。

す。そうすると条例の効力で様々な罰則の適用を受けることとなります。

(委員)

このことを、ここで審議して承認することによって、具体的にどういうことが為されるのか、映画館などでどういう事をするのか説明して頂きたい。

(事務局)

有害興行として指定した映画を上映している映画館には、「18歳未満の青少年を立ち入らせてはいけない」という規定になっておりますので、立ち入りしてはいけないという表示をしなければならないことになっております。

(委員)

それ以上に、映画館で18歳かどうかをチェックすることはされていないのか。

(事務局)

そういった表示を掲げている以上は、年齢確認が伴ってくると思われれます。

(委員)

生活衛生同業組合として映画館の状況を補足します。

R指定がついている映画について、チケットを対面で販売する場合は、身分証明をして頂き、中学生、高校生等の年齢制限に該当する方であれば、チケットを販売しません。

インターネットで購入する場合は、購入の際に確認は出来ませんが、入場の際にチケットをもぎる場所で確認をして、観てはいけない映画のチケットを購入して入ろうとした方がいた場合は、返金対応等をして観ないようにするという対応をしています。

(会長代理)

それでは、次の議題に移りたいと思います。

議事(2) 有害玩具類(ボーガン)の指定についての報告を、よろしく願いします。

○ 議事(2)「有害玩具類(ボーガン)の指定」について事務局から報告

(会長代理)

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(委員)

販売店の業種について、スポーツ用品店やおもちゃ・ゲーム・模型店と書いてあり、こういった場所で簡単に子どもたちが目に出来るものだったのかというところが、非常に驚きだったのですが、これはかなり大型店ということなのでしょうか。

(事務局)

銃砲店については専門的なお店になりますが、スポーツ用品店であれば、取り寄せ対応をしているのは大型の店舗が多いと認識しています。ただし、取り寄せ実績、販売実績がないため、おそらく青少年がクロスボウを目にすることは、ほとんどないと思います。

(委員)

青少年愛護条例で、販売・貸付が禁止されていると思いますが、実際に未成年の子がボウガンを持っていた時に、強制的に取り上げるといったことは条例上可能でしょうか。

(事務局)

青少年愛護条例では、事業者に対して青少年への販売・貸付を行ってはいけないということを規定しているため、青少年が所持していた場合に取るという規定はありません。

(委員)

実際、持っていた場合の対応はどうなるのでしょうか。

(事務局)

まずは地域で子どもたちがボウガンで遊んでいると、安全のために近くの交番・警察に連絡をして頂きたいと思います。持っている理由はともかく、本来であれば買うことが出来ないが、例えば保護者等の大人が買ったものを持ち出すことは想定されます。

本来持たないようになってますが、まだまだ有害玩具に指定してから日が経っていないため、津々浦々まで知られていないことも想定して、指導を行っていく必要があります。それは、事業者に対しても同様であり、継続して行って

いきたいと思います。

(委員)

マスコミで取り上げられたので、親も子もテレビを見て、たくさんの方からボーガンの事件というのは兵庫県で起きたけれども、すぐに条例に緊急指定する等、先んじて兵庫県が対応したことで、他の県にも広がっていったと思います。マスコミと一緒にやって行ったことで効果が出たと思います。

地域にもよく知らしめましたし、こういうものを触っていないか、公園等でそういうことはないのか、といったことを、見張るということではなく、「してはいけないことはいけない」と感じる事が大事です。

特に子どもにはそういうことは大事です。

兵庫県が、いち早く取り組んで頂けたことは本当に良かったと思っています。

(会長代理)

それでは、次の議題に移ります。次に議事3の青少年のインターネット利用に関するルールづくりのポイントについて、事務局から説明をお願いします。

○ 議事(3)「青少年のインターネット利用に関するルールづくりのポイント」について事務局から報告

(会長代理)

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(委員)

家庭に介入しすぎかどうかは、「ルールづくりのポイント」の位置づけ次第というところがあると思います。条例ではないということは分かっていますので、強制力を伴うものではないにせよ、誰の名義で、どういった体裁で作成するのか、教えて頂きたい。

(事務局)

今考えておりますのは、これまでやってきた事業の成果として出しますので、兵庫県だけというよりは、これまでネットトラブル防止大作戦推進会議など産官学民言のいろいろな機関が加わって推進してきたことから、地域全体で取り組むという点を前面に出し、受け取る側が行政からのお仕着せに見えない形となるよう工夫したいと考えています。

その点において、こうした方が受け入れられやすいというようなアドバイス

がありましたら、頂きたいと思います。

(委員)

兵庫県という名前で、例えばリーフレットに名前があるという状況はやめた方がいいと思います。この審議会も公のものであるので、名義自体から色々な英知を結集しましたということが分かるようにした方がいいと思います。

もちろん中の書き方にもよりますが、そこで、ほぼ介入しすぎのような印象を与える問題は解決するのではないかと思います。

(委員)

家族で話し合うことは、出来ているようでなかなか出来ていません。自分の子どもに言うということは、保護者も忙しく、子どもとしっかり話し合うということは、出来ていないと思います。

方針というものがあって、次に家庭としてその方針のもとに家族で話し合っ
てルールを決めることで、子どもの安全につながると思います。

今の子どもは、すごく忙しい。その中で何時間もインターネットを使うとい
うことが信じられない。

子どもの生活を身近で見ている者としては、大人以上に塾やクラブ活動で本当
に忙しい毎日を送っています。

時間のある子の方が少ないように感じています。

(会長代理)

日中はそうだと思いますが、夜も含めて考えることが大事だと思います。

(委員)

ルールづくりが必要だと子どもたち自身、親それぞれに感じてもらえるため
の雰囲気作りが大事ではないかと思っています。そのときに1つの鍵となるの
が、危険性をどこまでしっかりと認識を広げられるかどうかだと思います。W
HOがゲーム障害の定義をしたのが昨年だったと思うので、薬物とかアルコー
ルの依存と比べるとゲーム依存は世の中に知れ渡っていない現状があると思
います。

例えば、薬物依存については、その状況に陥ってしまった方にお話をしても
らうなど、生々しい実態を子どもたち自身が知るような機会をたくさん作っ
ています。ネット依存、ゲーム依存についてもそういうところを、いろんな場
でいきつつ、だからルールというものが必要だということにもっていくよ
うな働きかけも非常に大事なのではないかと思います。

(委員)

ルールを作ると言っても、自分たちが納得しないと守ることが出来ない。

だから守れるルールを作る必要がある。そうしないとルールに対する軽視が起こり、それが他のところにも波及してしまいます。

今の子どもたちは、こんな怖いことがあるということを、きちんと分かるということが必要であり、また小学生、中学生、高校生、それぞれの段階で、それぞれの伝え方あるいはルールの作り方があると思います。

(事務局)

使っている子どもたちの取組は取組として、これから持ち始めるに当たって、最初の段階できちんと保護者と話し合うことの重要性を伝えていく関係上、危険性をしっかりと伝え、ルールづくりの大切さといったことも盛り込んでいきたいです。

(委員)

現在、中学生の子どもがおり、スマホをこの春から持ち始めました。ルールづくりは何年も前から聞いていましたが、「何時間まで」とかそういったことは非常に難しい。食事時間や入浴時間を抜いたらトータル何時間になるのかとか、ゲームをしている時間、友達と LINE 等でトークをしている時間、調べ物をしている時間など色々あります。全部トータルで、この何時間におさめなさいということもなかなか難しい。

親が勝手に決めたルールでは、子どもは従えないので、子どもと話し合っ
て、子ども自身が出来ると思うルールを考えていこうということを、私としても学びました。

小学校でも、子ども自身が「こういう風に使うと危険だよ」「こういう風に
使うと楽しく使えるよ」というような内容の講演もたくさん聞いていました。

コロナで学校がお休みになって、それぞれがどうしているんだろうというこ
とがすごく不安でした。

入学した学校に、なかなか行くことが出来ない、クラスメイトとも会えな
い、先生にも会えない、どういった風に中学校生活が始まるのだろうとすごく
不安だったと思います。そのような中で LINE グループを作って、情報交換を
していたことがあり、すごく安心した部分がありました。

こういうコミュニケーションもあるので、一概にダメとも言えない。コミュ
ニケーションツールとしてうまく使うことが出来ている間は良いと思います。

自分自身は仕事をしているわけではないので、都度子どもと話し合っ
て、今からは勉強する時間だからとか、これから習い事に行く時間だからとか、それ

までの間ちょっとだけ見たらとか、そういう風になっているため、ここからここまでと決めることが出来ません。

一日のうちに何度か「今見ていい?」「使っていい?」というようなことを、今のところ聞いてくれているから、安全かなと思うところもありますが、実際のところきちんとルールづくりは出来ていません。

夜の時間帯にどれくらい使っているのかについては、仕事で遅くまで家にいない家庭だと管理が非常に難しいと思います。

ただし、全てが悪いことをしていると決めつけるのも良くない。子どもをある程度信用することも大事だと思います。年齢にもよるが、子どもたちは子どもたちでいろいろな講習会とか聞いて分かっている部分もあると思います。

また、様子を見ることで分かることもあります。仕事をしていても、まったく一日中顔を合わせないことはないと思うので、その時に少し「今どんなものを見ているの?」と聞くことが出来れば、それもルールの中に入るのかなと思います。

(会長代理)

家庭の中で、親とコミュニケーションが豊かであれば、ルールは必要ないと思います。ただし、そうではないところがあるから、こういうルールを作っていこうとなります。ただ、なされてるところはルールがなくても、ちゃんとなされています。

県内の小中学校の93.7%でルールづくりがされていますが、またルールを作ろうということになっているのは、このルールが子どもたちにとって、きちんと守られているルールなのかどうか。そこで守られていれば、今日このような議題はなかったはず。そういうことも含めて、ご意見頂ければと思います。

(委員)

ルールづくりの重要性というものを、どういう風に出していくかが重要です。そしてコミュニケーションが出来ている家庭であれば、ルールがいらぬという発言も、そのとおりだと思います。

かといって、コミュニケーションが出来ていないからルールづくりだとはすぐにはいかないと思います。この点は難しい。コミュニケーションが出来ていない家庭に対して、私たちがどう支援をすることが出来るのかという問題があります。

今回のアンケート調査結果データは非常に良いデータだと思う。例えば14ページ「(4) ネット上でのケンカやトラブル」を見ると、当然小学校の頃は少なく、高校の頃になると増えていく。こういうことを事実として出してい

く。このようなデータは重要だと思いますし、ガイドを作成するときには、こういったデータを生かす必要があります。

「(5) 保護者とのルールの有無」について読んでみると、ルールを作っていると言うが、小学生の時や、スマホを初めて購入した時にルールを作ったままというケースの方が多い気がします。成長とともに、多様であって、動いていかなければならないもの、変化していかなければならないと思います。

それに対して、「ルールづくり」をする場合の話し合いの材料を提供するようなバックアップは色々な会議で行うことは良いと思いますが、作成者の名前として出すためには実際は自分たちで、子どもたちが話し合えるような場があると思います。学校かPTAかもっと地元の自分たちから作る形にもっていくことが良いのではと思います。

県が作りました、〇〇会議が作りました、青少年愛護審議会の案ですといったように出すのは、コミュニケーションを指定している形になってしまいます。フィルタリングもそうですが、ペアレンタルコントロールを各社が出しています。

そういうものをもっと使えるように、分かるようにしていく必要があると思います。

こういうものは上手に出して、扱ってもらえるようにすることが良い。

段階があると思います。モデルのような、作る場合の材料・資料を提供することは行政的な仕事だと思います。

(事務局)

県の方でも、ワークショップとか小中高校生に参加して頂き、ワークショップの中でもルールづくりのような取組をしており、今年度も12月に子どもたちが主体的に公開討論のようなものをするスマホサミットを行いますので、是非子どもたちの声も聴いて、コミュニケーションの題材となるようなものになるような形でのポイントを何か提供していかないと、家庭でもどう進めていったらいいか分からないという声も聞きます。

出し方はたしかに難しいが、気をつけて作っていくことが出来ればと考えています。

(会長代理)

誰が何のために作るかということ、しっかり押さえていかなければならないと思います。

(委員)

今ゲーマーとか YouTuber とか、そういったものが特化されて目立ったり、一つの職業的に経済的な自立の手段となったりしているケースもあります。

単純に一眼的に規制しても、現実には合わない。

現在学校において、時間的な規制ではなく、自分で判断して、使う使わないといった使い方の指導のようなことを教育現場でしているのかを知りたい。

(委員)

現場では、絶えず行っています。きちんとした形ではないにしても、ニュースがあったときには、必ずそれを担任が生徒へ紹介し注意喚起をしています。また、現在学校で起きているトラブルはネット絡みであることが多い。ネットが絡んでいないトラブルを探す方が難しいくらい、学校で起きているトラブルにはネットが絡んでいます。

7～8年前、ネットトラブルについて小学校向けのインターネット安全教室という授業を作りました。最終的なまとめとしては、リアルな生活を大事にしよう。ネットでないところでの友達関係、思いやりを持とう。それがあればネットでも大丈夫だろうということと、ルールづくりの話をしました。

「ルールづくり」もいろいろなところで、学校単位や地域単位でどんどん作られていきましたが、それを継続することは難しいと同時に、色々なソフトが次々と大人がついて行けないくらい出てきますので、なかなか対応出来ない。

個人的には、時間制限についても大まかなものは必要だと思いますが、なかなか難しい。国でギガスクール構想という名の下、子どもたちに1人1台小中学生にコンピュータが配られて、どんどんインターネットをしましよとなつていきます。そのため、子どもたちはどんどん覚えていきます。スマホはコンピュータであるため、それを使ってもやっていけるから、そこでどんな使い方をしていくのがいいのかということ、同時に話をしていかないといけないと感じています。

極論になってしまいますが、コミュニケーションを取ることが出来る家族はいいが、安全教室等で危険性を伝えたいと思う親は来ない。そういった保護者に対してどういう関わりをしていくのが大事だと思います。そう考えると、親の責任というものを、特に未成年のスマホに対してなどは、もっと明確にするべきかなと思います。当然子どもたちにも話をしていきますが、与えている親がどれだけ責任をもってできるかが大事かなと思います。あまり強制的なものを作ることはどうかという意見があると思いますが、どんな親でも責任をもってやらなければいけないと分かるようなものが必要なのではないかと感じています。

(委員)

最近、親がスマホにハマっているケースも多いので、そこに躰としての教育を求めるのは、本当に難しい課題であると思います。

(委員)

問題の前提だとは思いますが、長時間使うことが良いとか悪いとか、どういふことをすることが良いとか悪いとか、価値観を持ち出してしまうと話が出来なくなってしまうと思います。各人の価値観に触れるようなことを公的な言葉で触れることはやってはいけない。

そのうえで、コミュニケーションを取ることが出来ていれば問題ないという意見には異論がないと思いますが、ルールづくりの話し合いをすること自体をコミュニケーションの一步目にしたい意識があるのではないかと思います。私もそれが大事だと思っています。思い切って目的をコミュニケーションを取ることシフトした方がいいのではないかと思います。

ただ、全くの白紙で話し合いをしてと言っても難しいので、そこは一定程度参考例としてシナリオのようなものを提示することは良いと思います。コミュニケーションを取ってもらうための手助けを何かするという方向が良いのではないかと考えています。

そのシナリオの中身ですが、一例としては、一日の時間の使い方を見直してもらうような話し合いが良いと思います。インターネットを使うとか使わないにフォーカスするのではなく、一日どうやって過ごすかという時間割のようなものを一度見直してもらうのはどうでしょうか。そこで、どうしてもネットやゲームをしたければ何を削るのかといった話になってくると思います。そこで改めて子ども自身が、今自分が何を大切にしているのかを見直す機会にもなると思います。

子ども自身が考えた上で、サッカーしたり友達と遊んだり勉強するよりゲームをすることの方が大事だと判断するなら仕方ないと思います。

仕方ないという言い方もおかしいと思いますが、それで良いと思います。

一定の価値観で導こうというよりは、今自分が大事にしたいことは何なのかを見直してもらう作業の中で、ゲームの優先順位に気づいてもらえるような方向で手助け出来たらいいのではないかと感じました。

(委員)

スマホサミットは、参加している子どもたちがしっかりした意見を持っていて、毎回すごいと感じています。ただ、そこに出てくる子どもたちは、自分の意見を人前で話せる子どもが多いのではと思います。そうではない、表に出て

話すことが出来ない子どもたちもたくさん意見を持っていると思います。

その場で、今は zoom とかもあるし、そういうものを利用して一人でも多くの子どもの意見を吸い上げて、それが話し合いになったら色々な意見が出てくるのではないかと思います。そういったことは可能でしょうか。

(事務局)

今年度についてはコロナの関係もあるため、8校1団体のグループをネットで繋いで、ワークショップをしてきて、その成果発表会ということもあるので、その子どもたちを集めて YouTube でライブ配信しようと思っておりますが、仰って頂いたように、参加して頂いた子どもたちや学校だけではなく、もっと小さな単位で話し合いによるルールづくりの取り組みが効果的だということが分かってきています。そのため、実現するかどうか分かりませんが、来年度に向けてもう少し市町の中でもいろいろな学校単位で、既に学校単位でもワークショップは行われていますが、もっといろいろなところで広がりが見られるように、何らかの促しが出来たらと考えています。

(委員)

私たちから見て、出来る子は、小さい頃から時間の使い方がきちんと出来ています。ただし、時間の使い方が下手な子、ゲーム等に時間を使いすぎ二極化が起きていると感じています。

大きな差が出来ていることの方が心配になります。何をしていたのか分からない、時間の配分もできない子たちはどうなんだろうと思います。

夢や将来になりたい仕事等を見つけ、その方向に向かい努力し、子ども達が目標を見つけられるように、私たち大人も目標としてもらえるよう頑張りたいと思います。

(会長代理)

どういう形で、どう焦点を当てていくかというのは難しいと思います。

(委員)

障害を持っている人でなかなか外出が出来なかったり、家から出ることが出来なかったりする人にとってみれば、インターネットの利用は世界を広げることが出来ます。この点は非常に有効な部分です。また、これから学校でも使われていくこと等を、同一にして議論をしない方がよいと感じます。

(委員)

子どもは学校で情報リテラシーを学び、コンピュータ、スマホ等、新しい機器の使い方、付き合い方についてはかなり習っていると思います。

喫煙も以前に比べると減っていますが、健康教育などを通じて煙草を吸うことによる様々な害を理解し、格好悪いという認識がちゃんと子どもには浸透しています。

スマホやネットの問題について言えば、受け止める側の親がどれだけ子どもの出してくるものを認められるかが大事だと思います。今は、子どもの方が先に行ってしまうと、親が後をついていくような状況です。

親への働きかけが重要ですが、色々なじめの問題を扱っているなかで、伝えたい大人がそこにいないと感じることが多い。伝えたい大人にどう伝えていくのかということが課題であり、また作成した冊子を誰がどう見るのかということも視野に入れる必要があると思います。

伝え方、ということで言えば、小学校の入学式が親がほとんど来るので、式の後に教室で伝える機会を設けることなどが考えられます。

いろんなデータもあるし、材料もあるし、方針もある。でもそれらが、伝えていきたいところに、伝わっていかないもどかしさがある。それをどうしていくかが課題であると思います。

どういう場で提供できるのかについても、内容とともに考える必要があるのではないのでしょうか。

(会長代理)

まだまだご意見はあると思いますが、皆さんの意見を参考にしながら、ルールづくりに取り組んで頂きたいと思います。

幼児期に家族・親とのコミュニケーションがなかったら、スマホを使うようになってからコミュニケーションを取りなさいと言っても、取ることは出来ないだろうと思います。

コミュニケーションの大事さが根底にあってという話になるのであれば、そこをどうここで提案していくのか、そのための方法については、時間があれば部会を設けて議論をしたらいいと思います。

その後に、今スマホを持っている世代の子どもたちがどう使うのか、そして親がどう一緒に使い方を共有できるかに持って行くという段階を経なければ、難しいと思いますので、そういう点も視野にいれながら取り組んで頂ければと思います。

家族のルールを求めるということに関しては、作る作らないは家族の問題であるから、必要というのであれば作る方がいいと思います。主体が誰かというこ

とをしっかりと押さえて、進めていくことが大事だと感じました。

それでは最後に議事（４）青少年施策の概要について報告をお願いします。

○ 議事(4)「青少年施策の概要」について、事務局から報告

（会長代理）

青少年施策の概要を含め、今後の青少年施策を展開するにあたり、必要な点について幅広くご意見を頂戴したいと思います。

（委員）

いえしま自然体験センターというのは、携帯の電波が届かない島で一定の期間を過ごしてもらおうといった事業のことですか。

（事務局）

いえしま自然体験センターは、その事業にも活用しております。県立いえしま自然体験センターの運営を（一社）いえしま自然体験協会に指定管理を行い、様々な事業を展開しております。委員が仰った携帯の電波が届かないところで過ごす事業は、昨年度まで「人とつながるオフラインキャンプ」をいえしまで行っていました。いえしまは電波が届かないため、ネットから離れて自然の中で過ごすという意味で、オフラインキャンプには合っていました。ただ、１日１時間のフリータイムに、リアルでの遊びを選択するのか、ゲームやスマホを選択するのかを子どもたちが決め、遊ぶという選択をした子ども達のために、事業者の協力を得まして、特定の部屋では使うことが出来るようにしていました。

今年度は三田市内の施設で実施したため、電波は届く状況でどこでも使うことが出来ましたが、最初に携帯電話やゲーム機を預かり、２泊３日の期間中は自分たちでは使えないような状況にして、一定時間、特定の部屋では使うことができるというやり方でキャンプを実施しました。

（委員）

地域の中で子どもたちや親と関わっていると、地域が何か出来るのは、２～３歳が限度です。３歳以降は幼稚園に行き始めるため、地域に出てこなくなります。行事については、年に１回か２回、自分たちが参加出来るような行事には出てくるけれども、親子で何かをする行事は、２～３歳が対象です。スマホに関しての事業があるなら、２～３歳の親子を対象にスマホを知るようなものがあったらいいのではないかと思います。

青少年からは外れるかもしれないと思うが、親にしっかりと、これから先使い始める子どもたちに大事なことですよと分かってもらうためには、地域にたくさん出てきくれて、親子で参加して、しっかり目の前でもの言える時期というのは、だんだん年齢が下がってきています。2～3歳の親に向かってしっかり話をしておくことは大事なことだと思います。そこから親は働き始める、子どもは小学校や塾へ行って忙しいとなるので、その時点の親子開催も大事なかなと思います。

(委員)

いえしま自然体験センターは、子どもたちにとって教室や運動場というよりも、素晴らしい自然体験が出来て、魚を獲ったりキャンプファイヤーをしたり、別の幅広い勉強が出来て素晴らしいところであると思っています。

こどもの館にしても、いろいろな学びの場として、様々なことを体験出来るため、これからも子どもたちには、こういったところに行ってもらいたいと感じています。

(委員)

若いメンバーと話す機会がありましたが、その際に、若い人たちにとって何でも話せるスペースとはどういうものなのかという話をしました。

今は親と子という話ですが、色々な事業を行っている私たちにも大きな責任があると感じました。親と子の中だけでは話すことが出来ない色々なことは、別の大人のところで話すことが出来ることもある。今夏にオンラインで外国人の子どもたちに対する事業を行いました。オンラインで実施するので、インターネットの利用の際に気をつけること、リスクなどについて、優しい日本語で伝えないといけないという話が出たときに、それらを取りまとめた冊子が兵庫県から出ていけば、一番使いやすいのではないかと思い探してみましたが、分かりませんでした。そういったものは出していますか。

(事務局)

ルールづくりを支援するという規定はありますが、まとめたものはありません。市町や学校でのルール等はそれぞれで作られています。

(委員)

ひきこもり対策の強化ということで、現在、力を入れて頂いていますが、課題がありまして、不登校とひきこもりは一緒ではなく、不登校は学校に行ったら解決されますが、ひきこもりの場合は目的がないのでメンタル的に解決でき

るかどうかということになります。ただし、非常に関係はあって、不登校のまま卒業したときに、社会的に難しくなる。課題は、そこでの連携ができていません。

学校は不登校というものは校内の課題として処理をします。個人情報の問題があって、つながりが出来ていない。つながりの大切さは担当の先生には分かってもらえますが、具体的な連携までは対応できません。ただ、相談者は増えています。これをもう少し体系的に繋がるような取組を進めていかないと解決できません。

実際にひきこもっている方がいても、民生委員などとのつながりも難しいことがあります。その方は、近所で知られたくないため、全く知らないところでケアをしていかないと、出て来ることができません。

ランチでそのつながりを作っていますが、出て来ることができないケースが多々あります。

そういった対応を次の段階でやって頂けたらと思います。

(委員)

兵庫県で実施されているか把握していませんが、他では、小中学校で **Good Sleep Education** というものが行われています。

インターネットを使っているいろいろなゲーム等をして問題が起きるという発想のところをコントロールするという発想も大事だが、時間の問題から考えると、夜をどう過ごさせるかという指導、プログラムも小中学校ではあっていいと思います。

Good Sleep Education は、そちらの方からの接近という教育プログラムだと思っています。インターネットというものは、多くの側面を持っているため、今後は発展する方向へ進めるという考えの方が正しいと思います。

インターネットが色々な問題を起こしているのであれば、それはいけないというコントロールの話も理解できます。ただし、もう一つ違った視点から見ると、夜の過ごし方をどう **Educate** していくのかという視点も面白いと思います。

(会長代理)

小学校で朝ご飯を食べていない子どもをどうするのかという、子どもの会議があった時に、夜早く寝るようにしたらいいという子どもたちの結論でしたが、夜早く寝るにはどうしたらいいのか話をしなければ、早く寝るだけ決めても決まったことにはなりません。

今話を聞いていると、子どもたちがどう時間を過ごしていくかということ

を、いろいろな視点で捉えて考えていかなければならないと思います。

(委員)

現在、私どもが行っている事業に訪れる子どもの年齢が低下傾向にあります。若いお母さん、お父さんと、小学校に上がる前の子どもたちが主となっていますが、その子たちを見ていると、親が子どもたちに読み聞かせをするということが子どもたちにとって非常に大切だと思えます。

自然の中で親子一緒に遊ぶのですが、一緒に感動して、共感しあうということ、子どもが小さい時に行っておくと、ルールづくりをするとなった時に、その根底になるものを小さい時から育てることが大事であると思えます。

今や小学生でもスマホを持って iPad を持ってパソコンも持っているという状況になっているため、インターネットは避けて通ることは出来ません。小学校では、日本の歴史の時間の前に YouTube で予め見て授業を進めるというようなことも行われていると聞きます。いかに上手にネットを利用できるかということを考える必要があるのではないかと思います。

孫が中学1年生。母親から YouTube の時間を決められていて、時間が来たら接続できなくなるように設定されています。YouTube が悪いと決めるのではなく、良い情報もたくさんあるのではと感じました。反面、母親と話し合っただけで時間を決めていくということは良いことだと感じました。

避けられないネット環境にいる、これからの子どもたちがどのように進んでいくのかを考えることは大事なことであると思えます。

(会長代理)

今の青少年施策だけではなく、今日頂いた意見を参考に青少年の健全育成と社会環境整備のために、県民挙げて取り組むことができたらと思えます。また、そのための施策づくりを進めていただけたらと思えます。

以上で、本日の議事は終了しました。

委員の皆様にはご協力ありがとうございました。

以後の進行を事務局にお渡ししたいと思います。

ありがとうございました。

(事務局)

委員の皆様、大変貴重なご意見を頂きまして、誠にありがとうございました。閉会にあたりまして、兵庫県企画県民部女性青少年局長よりご挨拶申し上げます。

(事務局)

本日はお忙しい中、令和2年度青少年愛護審議会に出席頂き、また限られた時間の中で貴重なご意見を頂きまして、ありがとうございました。特に今回はボーガンの緊急指定、インターネットのルールづくりについて参考になるたくさんさんのヒントを頂きました。

私たちが今まで悩んでいた、家庭への介入の仕方、コミュニケーションの大事さ、伝えることが難しい人へのアプローチ方法、夜の時間の使い方等、本当に貴重な意見をいただきました。今日の意見を参考に行政としても施策を積極的に進めていきたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、大所高所からのご指導の程、よろしくお願い致します。

本日は長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。